

取締役の利益相反等をめぐる法規制

2013年4月10日
弁護士 蜂須 優二

目 次

第1、取締役と会社との関係

- 1、(基本)
- 2、競業避止義務(会社法第356条第1項第1号、第365条)
- 3、利益相反取引
- 4、特別利害関係を有する取締役(会社法第369条第2項)
- 5、報酬等(会社法第361条)

第2、監査役と会社との利益相反?

- 1、原則
- 2、例外?

第3、要綱

- 1、子会社の少数株主の保護
- 2、特別支配株主の株式売渡請求と取締役会承認

第4、MBOと取締役

- 1、取締役と株主との利益相反(利益相反の回避、または軽減措置)
- 2、MBO指針(経済産業省2007年9月4日)
- 3、価格交渉義務の存否

第5、取締役の忠実義務と支配株主(親会社等)の誠実義務?、「事実上の取締役」

- 1、株主総会における議決権行使と特別利害関係人
- 2、会社と支配株主(親会社等)との取引
- 3、「事実上の取締役」

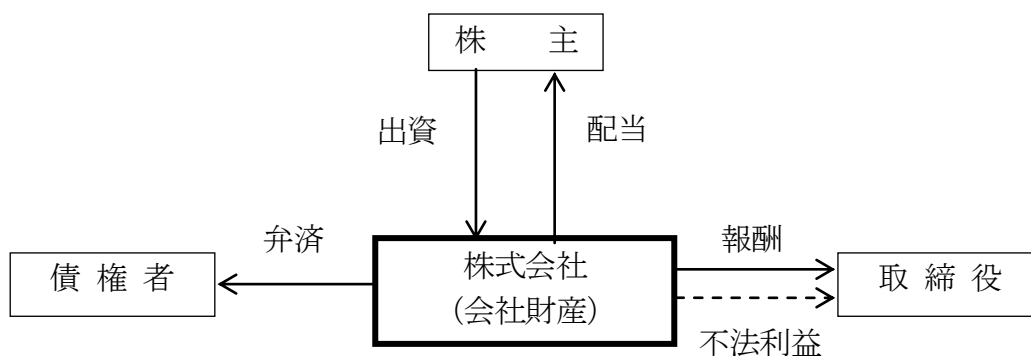
第6、エージェント・コスト

第1、取締役と会社との関係

1、(基本)

(1) 会社法

株式会社をめぐる利害関係者（ステークホルダー）間の利害調整
例：会社（株主）vs 取締役（報酬、不法利益）



(2) 善管注意義務 (duty of care)、忠実義務 (duty of loyalty)

会社法第 330 条、民法第 644 条。会社法第 355 条

(3) 忠実義務

最判昭和 45 年 6 月 24 日

(4) 損害賠償責任 (会社法第 423 条)

2、競業避止義務 (会社法第 356 条第 1 項第 1 号、第 365 条)

1) 規制内容

- (1) 規制対象
- (2) 競業の承認手続
- (3) 違反の効果 会社法第 423 条第 2 項

2) (応用) 類似・周辺問題

- (1) 会社の機会奪取 (会社の事業計画やリサーチ対象等に全くなっていない事業分野)
 - ア) 取締役が当該会社の職務上知り得た外部情報を無断で自己・第三者の事業に利用する行為
 - イ) 取締役が、全く個人の立場で取得した情報等をどこまで会社に提供しなければならないか?
- (2) 退任予定 (間際) 取締役の開業予備行為
従業員の引抜き、顧客への勧誘

- (3) 取締役退任後の競業禁止特約の効力
 (略)
 }

3、利益相反取引

- 1) 直接取引（会社法第 356 条第 1 項第 2 号、第 365 条）
 類型の検討

	A社	B社
○は取締役会承認必要、×は不要。×(○)は争あり。		
1	甲代表取締役 ○	甲代表取締役 ○
2	甲代表取締役 ×	甲取締役 乙代表取締役 ○
3	甲代表取締役 ×(○)	乙代表取締役 (甲代表取締役) ○
4	甲取締役 ×	甲取締役 ×
5	(略)	(略)

- 2) 間接取引（会社法第 356 条第 1 項第 3 号、第 365 条）
 3) 違反の効果（会社法第 423 条第 3 項。第 428 条）

- 4、特別利害関係を有する取締役（会社法第 369 条第 2 項）
 (略)
 }

5、報酬等（会社法第 361 条）

- 1) 決定手続
 2) 退職慰労金
 3) ストック・オプション

第2、監査役と会社との利益相反？

1、原則

監査役は、自ら業務執行を行わず、取締役の職務執行を監査するのが職務であり、会社との利益相反は本来ない。

2、例外？

- 1) 会社・取締役間の訴訟（会社法第 386 条第 1 項）
- 2) 株主代表訴訟提起前の株主から会社に対する提訴請求（取締役の責任追及）を受ける権限の場面（会社法第 386 条第 2 項、第 847 条）

第3、要綱

1、子会社の少数株主の保護（「第2部 親子会社に関する規律、第1、（第1の後注）」）

親会社等との利益相反取引に関し、株式会社の利益を害さないように留意した事項、当該取引が株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由等を事業報告の内容とし、これらについての意見を監査役会等の監査報告の内容とするもの。

2、特別支配株主の株式売渡請求と取締役会承認（「第2部 親子会社に関する規律、第2 キャッシュ・アウト、1 (2) ②」）

価格の公正さ担保と取締役会（少数株主の利益）

第4、MBOと取締役

1、取締役と株主との利益相反（利益相反の回避、または軽減措置）

- (1) 取締役自身がMBOの当事者として（資金拠出して）、株主からの株式の買収者となり、かつ買収成功後の会社の経営者に自ら就任する場合
- (2) ファンドなど第三者が資金を出して買収者となり（取締役は資金拠出しない）、取締役は買収成功後に会社の経営者としての身分が保障されている場合

2、MBO指針（経済産業省 2007 年 9 月 4 日）

- 1) 株主の適切な判断機会の確保
 - ア) 株主が適切な判断を行うための開示・説明の充実
 - イ) 株主が不利な条件でのTOBに事実上強制されないようにすること

- 2) 意思決定過程における恣意性の排除
 - ア) 社外役員、または独立した第三者委員会等への、MBOの是非及び条件について諮問とその判断結果の尊重
 - イ) MBOの価格に関し、対象会社において、独立した第三者評価機関からの算定書を取得

- 3) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保
対抗的な買付機会の確保
 - ア) MBOに際してのTOB期間を比較的長期間に設定すること
 - イ) 対抗者が実際に出現した場合に、当該対抗者が対象会社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等を、MBOの実施に際して行わないこと
(略)
}

- 4) MBOに際してのTOBにおける買付数の下限を高い水準に設定すること
(略)
}

3、価格交渉義務の存否

株主の共同利益に配慮する義務

第5、取締役の忠実義務と支配株主（親会社等）の誠実義務？、「事実上の取締役」

- 1、株主総会における議決権行使と特別利害関係人
会社法第831条第1項第3号

- 2、会社と支配株主（親会社等）との取引
支配株主（親会社等）の利益を図った取締役の責任
支配株主の責任・損害賠償責任？

- 3、「事実上の取締役」

第6、エージェンシー・コスト

(略)
}

以上